

新旧対照表

○神奈川県立自然公園条例施行規則

新	旧
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>(公園事業となる施設の種類)</p>	<p>(公園事業となる施設の種類)</p>
<p>第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p>	<p>第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設<u>その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機</u></p>	<p>(6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設<u>及び昇降機</u></p>
<p>(7)～(12) (略)</p>	<p>(7)～(12) (略)</p>
<p>第3条～第11条 (略)</p>	<p>第3条～第11条 (略)</p>
<p>(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第11条の2 条例第19条第1項第15号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。</p>	<p>(特別地域内の行為許可の申請)</p>
<p>(特別地域内の行為許可の申請)</p>	<p>(特別地域内の行為許可の申請)</p>
<p>第12条 条例第19条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事(所長の規制に係る特別地域内制限行為の許可に係るものにあつては、所長)に提出しなければならない。</p>	<p>第12条 条例第19条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事(所長の規制に係る特別地域内制限行為の許可に係るものにあつては、所長)に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(12) (略)</p>	<p>(1)～(12) (略)</p>
<p>(13) 条例第19条第1項第14号又は第15号に掲げる行為 特別地域内車馬(動力船・航空機)の使用(着陸)許可申請書(第20号様式)</p>	<p>(13) 条例第19条第1項第14号に<u>掲げる行為</u> 特別地域内車馬(動力船・航空機)の使用(着陸)許可申請書(第20号様式)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>第13条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p>
<p>第14条 条例第19条第4項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p>	<p>第14条 条例第19条第4項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p>
<p>(1)～(111) (略)</p>	<p>(1)～(111) (略)</p>
<p>(112) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不</p>	<p>(112) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の<u>免許</u>を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の<u>届出</u>をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受</p>

新	旧
<p>定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>(113)～(115) (略)</p> <p>第15条～第24条 (略)</p>	<p>けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>(113)～(115) (略)</p> <p>第15条～第24条 (略)</p>